

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十七号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十条の六第一項中「第四十四条において準用する場合を含む。」の下に「及び大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条」を加える。

附則

（施行期日）

1 この条例中第二十条の六第一項の改正規定は公布の日から、次項から附則第六項までの規定は平成二十六年四月一日から施行する。

（平成二十六年四月一日における号給の調整）

2 平成二十年四月一日において一般職の職員の給与に関する条例第六条第四項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の平成二十六年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十一条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 前項の規定は、育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員について準用する。

5 育児休業法第十八条に規定する短時間勤務職員に対する附則第二項の規定の適用に

については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三月奈良県条例第二十九号）第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（人事委員会規則への委任）

6 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。